

苫小牧工業高等専門学校キャリア教育センター委員会規程

規則第126号

制 定 令和8年3月24日

一部改正 令和8年4月24日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校キャリア教育センター（以下「センター」という。）規程第4条第2項の規定に基づき、キャリア教育センター委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの運営方針及び業務の推進に関する事項
- 二 センターの事業計画に関する事項
- 三 センターの活動評価に関する事項
- 四 その他必要な事項

2 委員会は、前項各号に関する事項について、自己点検評価を行い、改善に向けた取組について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 センター員
- 四 学生課長
- 五 その他校長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第五号に掲げる委員は、校長が委嘱し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会の開催は、委員の5分の3以上の出席を必要とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、必要に応じ、校長に業務の進捗状況及び結果等を報告するものとする。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。